

地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第一次補正予算 7,020,870千円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

〔積み増しの対象となる県〕 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県
(内訳)青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

【事業内容(例)】

1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

(例)

- ・ 避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害児者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害児者に対する精神保健福祉士、職業指導員や、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 避難所等から緊急避難的に要援護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【主な対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

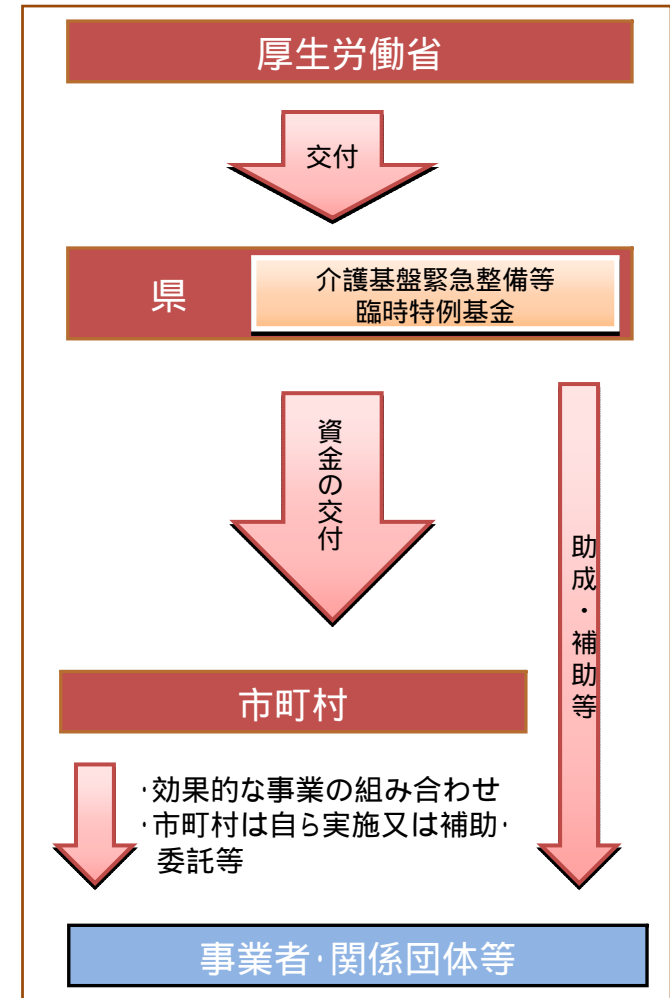
2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

(例)

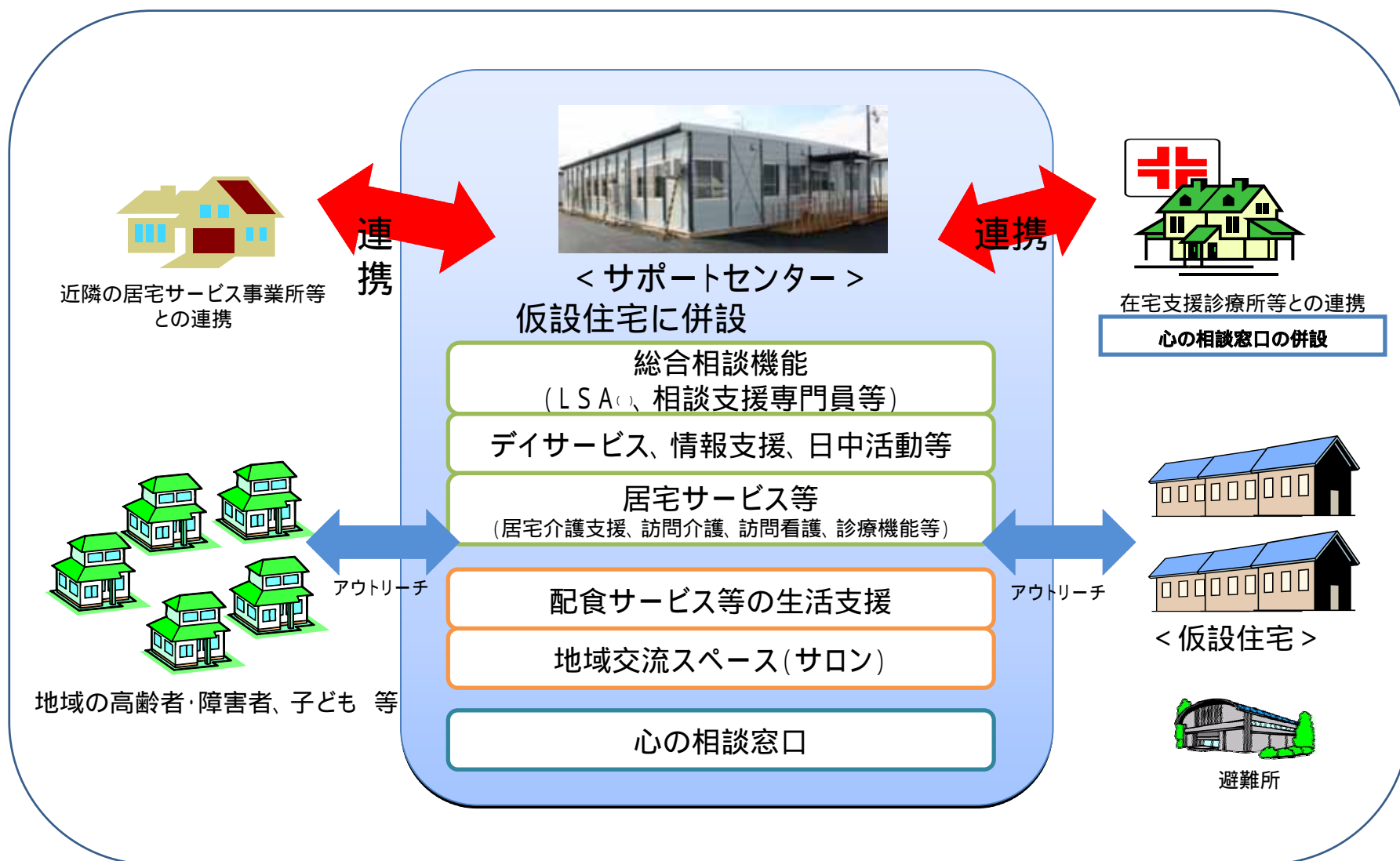
- ・ 仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニティーの構築を行う拠点を整備する事業
- ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点の整備を推進する事業 等

【主な対象経費】拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

<参考> 事業実施までの流れ



仮設住宅等における介護等のサポート拠点について(イメージ)

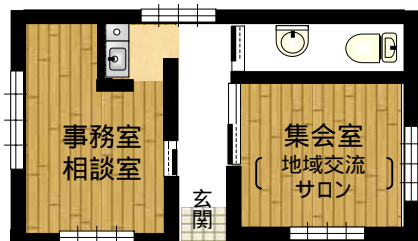


LSA：ライフサポートアドバイザー = 住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

介護等のサポート拠点の参考例

仮設住宅の規模等に応じて、サービス内容の選択・組み合わせが可能

[事例1] 小規模サポート拠点(50㎡程度)
 事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン



主な機能

- ・総合相談
- ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点
- ・地域交流サロン

主な設備 事務室、相談室、集会室、トイレ、給湯室

主な職員

- ・相談職員(LSA等) 1名
- ・事務員 1名

[事例2] 中規模サポート拠点(100㎡程度)
 事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン



主な機能

- ・総合相談
- ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点
- ・地域交流サロン

主な設備 事務室、相談室、集会室、トイレ、調理機器(簡易)

主な職員

- ・相談職員(LSA等) 1名
- ・介護職員 2名
- ・事務員 1名

[事例3] 総合的複合拠点(300㎡程度)
 事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン + デイサービス



主な機能

- ・総合相談
- ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点
- ・デイサービス(食事・入浴)
- ・地域交流サロン
- ・障害者の日中活動の場

主な設備 事務室、相談室、デイサービス集会室、トイレ(男女別)、浴室、厨房設備

主な職員

- ・介護・看護職員 3名(デイ)
- ・相談職員(LSA、相談支援専門員等) 1名
- ・調理員 2名・事務員 1名